

別添2 農福連携型（普及啓発推進対策事業）

第1 目的

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等により労働力の確保や荒廃農地の発生等の課題が生じています。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

農福連携の取組の全国的な推進により、障害者等の雇用・就労による労働力の確保、農地の維持・拡大、荒廃農地の解消や発生防止、地域コミュニティの維持につながります。

政府は、農福連携等を一層強力に推進していくため、令和6年6月に「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を決定し、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする目標を新たに設定しています。

このため、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発推進対策事業）（以下「本事業」という。）では、農福連携等の一層の推進に向けた、農福連携等の取組開始または拡大に向けて検討している地域や団体等に対して、農福連携等を現場で実践する知見を有する者から直接指導・助言等の支援を行う「農福連携の取組主体の拡大」を支援し、農福連携等の全国展開を図ります。

第2 事業内容等

この要領により公募を行うメニュー名、事業期間は次のとおりであり、「具体的な事業内容」、「上限額及び公募予定数」は別表1に定めるとおりです。

1 メニュー名

普及啓発等推進

(1) 農福連携の取組主体の拡大（別表1）

2 事業実施期間

事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和9年3月19日までとします。

第3 事業の目標設定

事業の実施に当たっては、目標及び指標について別表2の例を参考に設定してください。

第4 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 別添様式「令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について」及びその別紙「令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書」（以下「提案書」という。）

提案書には、事業の取組内容や成果目標、主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。なお、振興交付金の対象となる経費については、別表3を参考としてください。

(2) 提案書に添付する資料

ア 原則

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

- (ア) 提案者の設立趣意書、定款、規約等
- (イ) 提案者の活動内容の概要が確認できる資料
- (ウ) 提案者の過去3年間の事業報告（設立して間もない提案者については、設立後現在までの期間の事業実績が分かる資料）
- (エ) 提案者の財務状況が確認できる資料（直近3ヵ年の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等。設立して間もない提案者の場合は、設立から現在までの財務状況が分かる資料）
- (オ) 役員・職員名簿及び組織図
- (カ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
- (キ) 事業費の決定に係る根拠資料（積算資料）

イ 事業実施主体が地域協議会の場合

上記の資料に加えて、以下の資料を全て添付してください。ただし、提案書の提出時点で地域協議会が設立されていない場合には、地域協議会を設立するための規約等の案を添付してください。その場合、交付等要綱第6に定める事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を国に提出する時までに地域協議会を設立する必要があることに留意してください。

- (ア) 実施要領別記5の第1の1の要件を満たす地域協議会の設立を確認できる資料
- (イ) 提案者が開催した直近の総会等の資料、予算資料及び決算資料
- (ウ) 地域協議会に参加する者の活動内容が確認できる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判13ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、別添様式の別紙の2から7までを指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 13ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

オ 審査に当たり、提案者情報をマスキング処理するため、提案書の別添様式の別紙1～3以降には提案者の名称を極力記載しないよう御配慮願います。

第5 審査の観点

審査は、別紙1に掲げる評価基準に基づき行います。

別表1（第2関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び公募予定数
農福連携の取組主体の拡大	<p>農福連携等の取組開始または拡大に向けて検討している地域や団体等に対して、農福連携等を現場で実践するために必要な知見を有する者から直接指導・助言等の支援を行うことで、全国的な農福連携等の取組主体の拡大につなげるため、以下の事業を行う。なお、事業の詳細は、必要に応じて、農林水産省や他の令和8年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）農福連携型のうち全国単位の事業実施主体と協議・調整を行った上で実施する。</p> <p>（1）派遣地域、団体等の選定 全国の地方公共団体、農林水産業経営体、障害者就労施設、地域協議会、特別支援学校等の農福連携関係者から、派遣を希望する地域や団体等を募集し、応募者の課題や要望等を踏まえて、派遣地域、団体等を選定する。派遣地域、団体等の総計は10程度を想定し、詳細は応募状況も踏まえて決定する。</p> <p>（2）派遣者の決定 （1）により選定した派遣地域、団体等の取組計画を精査した上で、課題解決に資する知見を有する者（農福連携技術支援者等）を地域、団体等への派遣者として決定する。その際、課題解決に資する知見を有する者（ア）と、派遣先地域の農福連携技術支援者（イ）の2名を選定する。なお、派遣者の選定の際に、（イ）を地域における農福連携等の推進役として育成すること及び（イ）の活躍の場の確保につながるよう留意する。</p> <p>（3）派遣 日程等を調整の上、（2）の（ア）及び（イ）を地域、団体等へ派遣し、助言・指導及び課題解決に向けた各種対応（例えば、商品開発等の試行的な取組、ワークショップの開催、特別支援学校での実習の実施等）等の支援を実施する。なお、各地域、団体等への派遣回数、合計3回程度を目安とし、web等による支援も可能とするが、個別の課題等を踏まえた上で決定する。</p>	<p>予算額は2,000万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。</p>

(4) 効果測定

成果目標及び効果に設定した目標等に関するアンケート調査を実施するなど、定量的な効果測定の方法について明記する。

(5) 実績報告書及び事例集の作成

上記の内容を取りまとめた実績報告書をA4サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）を作成する。また、事例集として、地域、団体等が抱える課題に対して、派遣した実績や効果などを、1つの地域、団体等あたり、A4サイズ1～2ページ程度にまとめ、同じような課題を抱える地域、団体等の課題解決の手引きになるような資料を作成する。最終的な分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議を行った上で決定する。

なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書及び事例集はWebサイトで公開する等、今後の取組に活用できるものとする。また、実績報告書等及び事例集については、農林水産省による二次利用を可能とするものとする。

別表 2 (第 3 及び第 4 の 1 関係)

目標及び指標の例

メニュー名	目標	指標 (単位)
農福連携の取組主体の拡大	<p>確実な取組の実施、取組による効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先の地域・団体等のうち、自分たちが抱える課題の解決につながったと評価した者の割合 (%) ・派遣先地域の農福連携技術支援者 (イ) のうち、本事業により、自らが派遣先地域の農福連携等の推進役として成長したと評価した者の割合 (%)

別表 3（第 4 の 1 関係）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）の対象経費

普及啓発等推進事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金等
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び普通旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の 5 割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2075 号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の 4 の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料（リース方式により移動式トイレを導入する場合は、実施要領別記 5 の第 5 の 5 による。）
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が 3 年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし、退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が 3 年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

別紙 1

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業
「農福連携の取組主体の拡大」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計			30点	
個別事項	1	農福連携技術支援者の派遣	20点	A：20～17点 B：16～13点 C：12～5点 D：4～1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣実施に当たり、無理のないスケジュールを立てられているか。 ・派遣地域・団体等の募集にあたり、全国の地方公共団体、農林水産業経営体、障害者就労施設、地域協議会、特別支援学校等の多様な農福連携関係者からの希望を募集する方法を明確に提案しているか。

				<ul style="list-style-type: none"> ・地域・団体等が抱える課題に沿った派遣者を選定する仕組みを提案しているか。 ・農福連携技術支援者の活躍の場の確保や、地域における農福連携等の推進役への育成につながる仕組みを提案しているか。
	小計	20点		
	合計	50点		

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。